公立大学法人静岡文化芸術大学定款

目次

第1章 総則(第1条 第7条)

第2章 役員

第1節 役員(第8条—第12条)

第2節 役員会(第13条—第16条)

第3章 審議機関

第1節 経営審議会(第17条—第20条)

第2節 教育研究審議会 (第21条—第24条)

第4章 業務及び執行(第25条・第26条)

第5章 資本金等 (第27条・第28条)

第6章 雑則 (第29条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この公立大学法人は、教育基本法及び学校教育法に則り、地域社会、他の大学、研究機関その他関係機関との自由かつ緊密な交流及び連携のもとに、人・もの・社会のより良いあり方や豊かさ・美しさを付与する文化・芸術を探求し、人間味溢れる質の高い文化の創造を提案し、かつ、発信するための教育研究を行うことにより、学術文化の振興に資するとともに、創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成し、もって地域の産業及び社会の発展に寄与すること並びに社会の課題に積極的に対応するため、地域・国際・世代が教育研究の場で幅広く融合する開かれた大学として、我が国の更なる発展に貢献することを目指す大学を設置し、及び管理することを目的とする。

(名称)

第2条 この公立大学法人は、公立大学法人静岡文化芸術大学(以下「法人」という。)と称する。

(設立団体)

第3条 法人の設立団体は、静岡県とする。

(事務所の所在地)

第4条 法人は、事務所を静岡県浜松市に置く。

(設置する大学)

第5条 法人は、第1条の目的を達成するため、静岡文化芸術大学(以下「文化芸術大学」という。) を静岡県浜松市に設置する。

(法人の種別)

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第7条 法人の公告は、静岡県公報に登載して行う。

第2章 役員 第1節 役員

(定数)

- 第8条 法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事長 1人
 - (2) 理事 4人以内
 - (3) 監事 2人
- 2 法人に、副理事長を置かないものとする。

(職務及び権限)

- 第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 3 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、 理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、静岡県の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 5 監事は、いつでも、役員(監事を除く。)及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 6 監事は、法人が次に掲げる書類を静岡県知事(以下「知事」という。)に提出しようとするときは、 当該書類を調査しなければならない。
 - (1) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類
 - (2) その他静岡県の規則で定める書類
- 7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

(任命)

第10条 理事長は、法人の申出に基づき、知事が任命する。

- 2 理事長は、文化芸術大学の学長(以下「学長」という。)となるものとする。
- 3 第1項の申出は、次条に規定する理事長を選考するために法人に設置される機関(以下「理事長 選考会議」という。)の選考に基づき行う。
- 4 理事は、理事長が任命する。
- 5 理事長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。
- 6 監事は、知事が任命する。

(理事長選考会議)

第11条 理事長を選考するため、理事長選考会議を置く。

- 2 理事長選考会議は、次に掲げる者各3人をもって構成する。
 - (1) 第17条第1項に規定する経営審議会の委員(第21条第1項に規定する教育研究審議会の委員である者及び理事長を除く。)の中から当該経営審議会において選出された者
 - (2) 教育研究審議会の委員 (学長を除く。) の中から当該教育研究審議会において選出された者
- 3 前項各号に掲げる者には、それぞれ法人の役員又は職員以外の者が含まれるようにしなければならない。
- 4 理事長選考会議に議長を置き、構成員の互選によってこれを定める。
- 5 議長は、理事長選考会議を主宰する。
- 6 この条に定めるもののほか、理事長選考会議の議事の手続その他理事長選考会議に関し必要な事項は、議長が理事長選考会議に諮って定める。

(役員の任期)

- 第12条 理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法 人の規程で定める。
- 2 理事の任期は、4年とする。
- 3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第 1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日までとする。
- 4 補欠の役員又は増員により任命された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に法人の役員 員又は職員でなかったときの第10条第5項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員 又は職員でない者とみなす。

第2節 役員会

(設置及び構成)

第13条 法人に役員会を置き、理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

第14条 役員会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、 役員会を招集しなければならない。

(議事)

- 第15条 役員会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 2 議長は、役員会を主宰する。
- 3 役員会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 役員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第16条 次に掲げる事項は、役員会の議を経なければならない。

- (1) 中期目標について知事に対し述べる意見及び年度計画に関する事項
- (2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 文化芸術大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 職員の人事の方針に関する事項
- (6) その他役員会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第17条 法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、法人に経営審議会を置く。

- 2 経営審議会は、次に掲げる委員で構成する。
 - (1) 理事長
 - (2) 理事長が指名する理事及び職員
 - (3) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命するもの
- 3 前項第3号の委員の数は、経営審議会の委員の総数の2分の1以上とする。

(招集)

第18条 経営審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、経営審議会の委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

(議事)

第19条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、経営審議会を主宰する。
- 3 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 経営審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第20条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について知事に対し述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 学則(法人の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の 基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関 する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) 職員の人事に関する事項のうち、定数その他の法人の経営に関するもの
- (7) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第21条 文化芸術大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

- 2 教育研究審議会は、次に掲げる委員で構成する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長を置くときは、副学長
 - (3) 学長が指名する理事及び職員
 - (4) 学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織及び事務組織の長のうち、学長が定める者
 - (5) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、学長が指名するもの
- 3 前項第5号に掲げる委員は、2人以上とする。

(招集)

第22条 教育研究審議会は、学長が招集する。

2 学長は、教育研究審議会の委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して 要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

(議事)

第23条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、教育研究審議会を主宰する。
- 3 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 教育研究審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第24条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について知事に対し述べる意見に関する事項(法人の経営に関するものを除く。)
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項(法人の経営に関するものを除く。)
- (3) 学則(法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員の人事に関する事項のうち、人事の基準に関するもの(定数その他の法人の経営に関するものを除く。)
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他文化芸術大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務及び執行

(業務の範囲)

- 第25条 法人は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 文化芸術大学を設置し、これを運営すること。
 - (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
 - (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
 - (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
 - (5) 文化芸術大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
 - (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第26条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第27条 法人の資本金の額は、別表に掲げる静岡県が出資する資産について、当該出資の日における 時価を基準として静岡県が評価した価額の合計額とする。

(残余財産の帰属)

第28条 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は 静岡県に帰属する。

第6章 雜則

(委任)

第29条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
 - (最初の学長の任命の特例等)
- 2 文化芸術大学の設置後最初に行われる学長の任命については、第11条第3項の規定にかかわらず、 学長選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、知事の指名に基づき、理事長が任命する。
- 3 文化芸術大学の設置後最初の学長となる副理事長の任期は、第12条第2項の規定にかかわらず、 4年とする。

附則

この定款は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この定款は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第9項までの規定は、総務 大臣及び文部科学大臣の認可があった日から施行する。

(理事長の任命の特例等)

- 2 変更後の公立大学法人静岡文化芸術大学定款(以下「変更後の定款」という。)第10条第1項の規 定による最初の理事長(以下「最初の理事長」という。)を選考するため、選考会議を置く。
- 3 選考会議は、次に掲げる者各3人をもって構成する。
 - (1) 変更前の公立大学法人静岡文化芸術大学定款(以下「変更前の定款」という。)第17条第1項に 規定する経営審議会の委員(変更前の定款第21条第1項に規定する教育研究審議会の委員である 者を除く。)の中から当該経営審議会において選出された者
 - (2) 教育研究審議会の委員(学長を除く。)の中から当該教育研究審議会において選出された者
- 4 前項各号に掲げる者には、それぞれ法人の役員又は職員以外の者が含まれるようにしなければならない。
- 5 選考会議に議長を置き、構成員の互選によってこれを定める。
- 6 議長は、選考会議を主宰する。
- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。
- 8 変更後の定款第10条第1項の規定による最初の理事長の任命に係る法人の申出については、令和 4年4月1日前においても、選考会議を変更後の定款第10条第3項の理事長選考会議とみなして、 同項の規定の例により行うことができるものとする。
- 9 前項の規定により任命される理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、同項の 規定により理事長選考会議とみなされる選考会議の議を経て、法人の規程で定めるものとする。

別表 (第27条関係)

静岡県が出資する資産の表

1 土地

	所 在 地 番	地 積 (平方メートル)
1	浜松市中区中央二丁目101番1	28, 256. 22
2	浜松市中区田町223番5	258.48
3	浜松市中区田町223番16	127.83
4	浜松市中区田町223番17	27. 30
5	浜松市中区田町223番19	101. 15
6	浜松市中区田町223番20	96. 31
7	浜松市中区田町223番23	99. 41
8	浜松市中区田町223番42	75. 18
9	浜松市中区田町223番44	99. 18

備考 この表 2 から 9 までの項の土地に係る出資の対象は、それぞれ1,000,000分の263,610の共 有持分である。

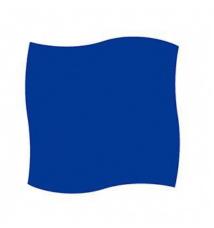
2 建物

	名 称	所 在	床面積
	和 柳	<i>が</i> した	(平方メートル)
1	校舎 (北棟及び西棟)	浜松市中区中央二丁目1番1号	30, 362. 54
2	校舎(東棟)	浜松市中区中央二丁目1番1号	1, 932. 80
3	校舎(南棟)	浜松市中区中央二丁目1番1号	12, 828. 81
4	教職員住宅	浜松市中区田町223番地21	2, 027. 66

備考 この表4の項の教職員住宅に係る出資の対象は、専有部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項に規定する専有部分をいう。)を対象とする区分所有権(同条第1項に規定する区分所有権をいう。)である。

令和3年度

公立大学法人静岡文化芸術大学 事業報告書



自:令和3年4月1日

至:令和4年3月31日

目	次		
Ι	は	じめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
П	法	人に関する基礎的な情報	
	1.	目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2.	業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	3.	沿革 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	4.	設立に係る根拠法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	5.	設置団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	6.	組織図その他の法人の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	7.	事務所の所在地 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	8.	資本金の額(前事業年度末からの増減を含む) ・・・・・・・	3
	9.	在学する学生の数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	10.	役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴 ・・・・・・・・・	3
	11.	常勤職員の数等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	12.	非常勤職員の数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
Ш	財	務諸表の要約	
	1.	貸借対照表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	2.	損益計算書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	3.	キャッシュ・フロー計算書 ・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	4.	行政サービス実施コスト計算書 ・・・・・・・・・・・・・・・	7
IV	財	務情報	
	1.	財務諸表に記載された事項の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・	8
	2.	重要な施設等の整備等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
	3.	予算及び決算の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
V	事	業に関する説明	
	1.	財源の内訳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
	2.	財務情報及び業務の実績に基づく説明 ・・・・・・・・・・・	1 2
VI	そ(の他事業に関する事項	
	1.	予算、収支計画及び資金計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
	2.		1 6
	3.	運営費交付金債務及び当期振替額の明細 ・・・・・・・・・・	1 7

I はじめに

公立大学法人化後 12 年目となる令和3年度は、第2期中期計画の6年目であり、第1期中期計画期間の実績を踏まえ、新型コロナ感染症拡大の状況において適切な対策を講じつつ、教育内容の充実、留学生を含めた学生支援の強化、地域に結びついた学びと貢献、海外の大学等との交流と留学の推進、業務運営の効率化など、計画達成に向け、教職員一丸となって取り組んだ。

Ⅱ 法人に関する基礎的な情報

1 目標

公立大学法人静岡文化芸術大学は、次に掲げることを目指す静岡文化芸術大学を設置し、及び管理することを目的とする。(「大学設置認可申請書」(平成11年6月30日付)設置の趣旨より)

(1) 実務型の人材の養成

豊かな人間性と的確な時代認識や社会認識を持ち、国際社会の様々な分野で活躍できる人材の養成

(2) 社会への貢献

地域、国際、世代が教育研究の場で幅広く融合する「開かれた大学」として地域社会や国際社会の発展に貢献

2 業務内容

- (1) 静岡文化芸術大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 静岡文化芸術大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前記の業務に附帯する業務を行うこと。

3 沿革

静岡文化芸術大学は、静岡県と浜松市、地元産業界が協力して設置・運営する「公設民営方式」の大学として、平成12年4月に開学し、平成16年4月に大学院(修士課程2研究科)を設置した。 その後、平成22年4月に公立大学法人化し、県立の大学となった。

本学は、地域文化の一翼を担う「拠点施設」及び「開かれた大学」として、学生や教員がさまざまな地域活動に参加し、地域と交流を深めるなど、積極的に地域に向けた文化、芸術の発信と交流に取り組んでいる。

4 設立に係る根拠法

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)

5 設置団体

静岡県

6 組織図その他公立大学法人の概要

(学部) 文化政策学部 (国際文化学科、文化政策学科、芸術文化学科)

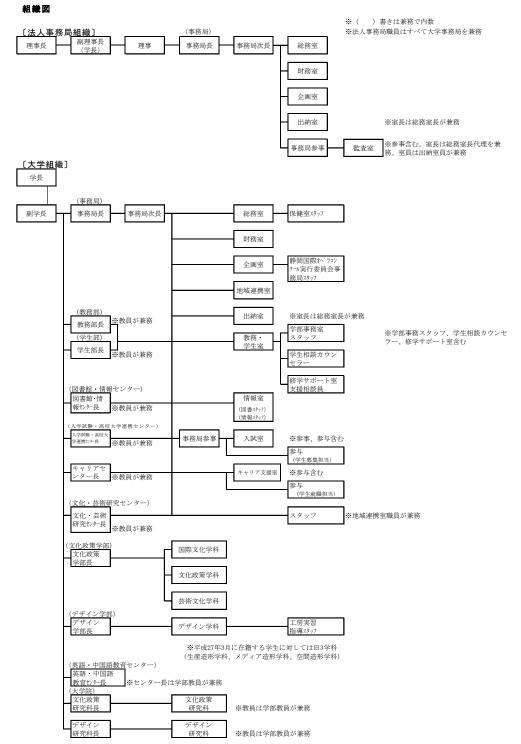
デザイン学部 (デザイン学科)

(大学院) 文化政策研究科

デザイン研究科

(附属施設) 文化・芸術研究センター

図書館・情報センター 英語・中国語教育センター



7 事務所の所在地

静岡県浜松市中区中央二丁目1番1号

8 資本金の額(前事業年度からの増減を含む) 168億1,019万7,000円(全額 静岡県出資)

9 在学する学生の数(令和3年5月1日現在)

(1) 学部学生

単位:人

/ 1 H	, 1						十四・八	
) (dep	114-54	入学	収容	現員			
-	学部	学科	定員	定員	男	女	計	
		国際文化	100	400	72	379	451	
\tau_1	上政策	文化政策	55	215	70	172	242	
21	山以宋	芸術文化	55	215	30	206	236	
		小計	210	830	172	757	929	
	デザイン	デザイン	110	430	117	360	477	
アリ		小計	110	430	117	360	477	
	合計		320	1, 260	289	1, 117	1, 406	

(2) 大学院学生

単位:人

研究科	専攻	入学定	収容定		現員	
4月九代十	导 及	員	員	男	女	計
文化政策	文化政策	10	20	6	10	16
デザイン	デザイン	10	20	7	21	28
合言	+	20	40	13	31	44

10 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴(令和4年3月31日現在)

役 職	氏 名	任 期	経 歴
副理事長	横山 俊夫	令和2年4月1日	平成 17 年 4 月~平成 20 年 9 月
(学長兼務)		~令和4年3月31日	京都大学副学長
			平成 24 年 4 月~平成 28 年 3 月
			滋賀大学理事・副学長、附属図書館長
			平成28年4月1日~令和2年3月31日
			公立大学法人静岡文化芸術大学副理事長
理事 (総務担当)	伊熊 元則	平成30年4月1日	平成 24 年 4 月~平成 26 年 3 月
		~令和4年3月31日	静岡県くらし・環境部長
			平成 26 年 4 月~平成 30 年 3 月
			公立大学法人静岡文化芸術大学理事

役 職	氏 名	任 期	経 歴
理事(教育・研	高田 和文	平成30年4月1日	平成23年4月~平成24年3月
究担当)		~令和4年3月31日	静岡文化芸術大学文化政策研究科長
			平成 24 年 4 月~平成 29 年 3 月
			静岡文化芸術大学副学長
			平成 28 年 4 月~平成 30 年 3 月
			公立大学法人静岡文化芸術大学理事
理事(研究・国	松井 孝典	平成30年4月1日	平成21年4月~現在
際交流担当)・		~令和4年3月31日	千葉工業大学惑星探査研究センター所
(非常勤)			長
			平成 22 年 4 月~平成 30 年 3 月
			公立大学法人静岡文化芸術大学理事
			令和2年6月~現在
			千葉工業大学学長
監事(非常勤)	松田 隆広	平成30年4月1日	平成 13 年 10 月弁護士登録
		~令和3年度財務諸表	平成 27 年 9 月~平成 30 年 3 月
		の承認の日	公立大学法人静岡文化芸術大学監事
監事(非常勤)	藤田 将司	平成30年4月1日	平成16年4月公認会計士登録
		~令和3年度財務諸表	
		の承認の日	

11 常勤職員の数等(令和3年5月1日現在)

単位:人

区分	学長	副学長	教授	准教授	講師	特任 講師	教員計	事務 職員	合計
職員数	1	2	62 *	17	3	3	88	76	164

*教授に副学長を含まず

*事務職員に臨時職員、非常勤職員嘱託職員含まず

常勤職員(教員及び事務職員)は前年度比2人増であり、平均年齢は49歳である。

このうち、静岡県からの派遣職員は13人、浜松市からの出向者は1人、企業からの出向者は2人である。

12 非常勤職員の数(令和3年5月1日現在)単位:人

区分	非常勤講師	非常勤職員
職員数	132	9

Ⅲ 財務諸表の要約

1 貸借対照表

資産の部	金額	負債の部	金額
固定資産	13, 687	固定負債	1, 964
有形固定資産	13, 663	資産見返負債	1, 179
土地	3, 556	長期寄附金債務	515
建物	13, 639	長期リース債務	269
減価償却累計額等	△5, 171	流動負債	639
構築物	79	寄附金債務	6
減価償却累計額等	△44	未払金	311
工具器具備品	794	前受金	84
減価償却累計額等	△353	その他の流動負債	236
図書	1, 073	負債合計	2, 604
その他の有形固定資産	87	純資産の部	金額
無形固定資産	15	資本金	16, 810
投資その他の資産	9	地方公共団体出資金	16, 810
流動資産	1, 410	資本剰余金	△4, 628
現金及び預金	1, 288	利益剰余金	312
その他の流動資産	121	純資産合計	12, 493
資産合計	15, 098	負債・純資産合計	15, 098

[※]百万円未満の位を切り捨てて表示しているため、合計が合わない場合がある。(以下同じ)

2 損益計算書

	<u> </u>
区分	金額
経常費用(A)	2, 625
業務費	2, 343
教育経費	310
研究経費	78
教育研究支援経費	232
受託研究費	0
共同研究費	3
受託事業費等	4
人件費	1,712
一般管理費	281
経常収益(B)	2,667
運営費交付金収益	1, 594
学生納付金収益	872
受託研究収益	1
共同研究収益	3
受託事業等収益	6
補助金等収益	1
寄附金収益	5
施設費収益	116
財務収益	0
資産見返負債戻入	28
雑益	36
臨時損益(C)	35
目的積立金取崩額(D)	6
当期総利益 (B-A+C+D)	85

3 キャッシュ・フロー計算書

単位:百万円

区分	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	37
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△520
人件費支出	△1, 624
その他の業務支出	△306
運営費交付金収入	1, 592
学生納付金収入	838
その他の業務収入	58
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	314
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△89
IV 資金増加(減少)額(D=A+B-C)	262
V 資金期首残高(E)	632
VI 資金期末残高 (F=E+D)	894

4 行政サービス実施コスト計算書

区分	金額
I 業務費用	1, 676
損益計算書上の費用	2, 625
(控除) 自己収入等	△949
(その他の行政サービス実施コスト)	
Ⅱ 損益外減価償却相当額	381
Ⅲ 引当外賞与増加見積額	$\triangle 14$
IV 引当外退職給付増加見積額	△16
V 機会費用	25
VI 行政サービス実施コスト	2, 052

IV 財務情報

1財務諸表に記載された事項の概要

(特に断らない限り百万円未満を切り捨て表示している。)

(1) 貸借対照表関係

(資産合計)

令和3年度末現在の資産合計額は前年度比46百万円(0.3%)(以下、特に断らない限り前年度比・合計)増の15,098百万円となっている。

主な増加要因として、工具器具備品が 479 百万円 (152.1%) 増の 794 百万円となった ことが挙げられる。

主な減少要因として、建物の減価償却累計額が371百万円(7.7%)増の5,171百万円となったことが挙げられる。

(負債合計)

令和3年度末現在の負債合計額は前年度比317百万円(13.9%)増の2,604百万円となっている。

主な増加要因として、長期リース債務が皆増の 269 百万円となったことが挙げられる。 主な減少要因として、運営費交付金債務がなくなり、38 百万円皆減したことが挙げられる。

(純資産合計)

令和3年度末現在の純資産合計額は前年度比270百万円(2.1%)減の12,493百万円となっている。

主な減少要因として、資本剰余金に含まれる損益外減価償却累計額が、381 百万円 (7.9%) 増の△5,200 百万円となったことが挙げられる。

(2) 損益計算書関係

(経常費用)

令和3年度の経常費用は前年度比37百万円(1.4%)増の2,625百万円となっている。 主な増加要因として、教員人件費が101百万円(9.9%)増の1,123百万円となったこ とが挙げられる。

主な減少要因として、教育経費が 48 百万円 (13.4%) 減の 310 百万円となったことが 挙げられる。

(経常収益)

令和3年度の経常収益は前年度比8百万円 (0.3%) 増の2,667百万円となっている。 主な増加要因として、運営費交付金収益が46百万円 (3.0%) 増の1,594百万円となっ たことが挙げられる。

主な減少要因として、施設費収益が34百万円(22.8%)減の116百万円となったことが挙げられる。

(当期総利益)

上記経常収益の状況に臨時損益、目的積立金取崩額を計上した結果、令和3年度末現在 の当期総利益は2百万円(2.8%)減の85百万円となっている。

(3) キャッシュ・フロー計算書関係

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

令和3年度の業務活動によるキャッシュ・フローは40百万円(51.6%)減の37百万円の収入となっている。

主な減少要因として、人件費支出が 38 百万円 (2.3%) 増の 1,624 百万円となったこと が挙げられる。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

令和3年度の投資活動によるキャッシュ・フローは314百万円の収入(前年度は24百万円の支出)となっている。

主な増加要因として、定期預金の預入による支出が 180 百万円 (26.2%) 減の 507 百万円となったこと、有価証券の償還による収入が 170 百万円増 (566.7%) 増の 200 百万円となったことが挙げられる。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

令和3年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、リース債務の返済による支出のみであり、9百万円(11.3%)減の89百万円の支出となっている。

(4) 行政サービス実施コスト計算書関係

(行政サービス実施コスト)

令和3年度の行政サービス実施コストは17百万円(0.8%)減の2,052百万円となっている。

主な増加要因として、業務費が 52 百万円 (2.3%) 増の 2,343 百万円となったことが挙げられる。

主な減少要因として、引当外退職給付増加見積額が52百万円減の△16百万円となったこと、引当外賞与増加見積額が15百万円減の△14百万円となったことが挙げられる。

(表) 主要財務データの経年表

単位:百万円

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資産合計	16, 031	15, 809	15, 410	15, 051	15, 098
負債合計	2, 237	2, 338	2, 336	2, 286	2, 604
純資産合計	13, 793	13, 470	13, 073	12, 764	12, 493
経常費用	2, 405	2, 592	2, 733	2, 588	2, 625
経常収益	2, 470	2,603	2, 700	2, 659	2, 667
当期総利益	64	26	46	87	85
業務活動によるキャッシュ・フロー	186	172	22	77	37
投資活動によるキャッシュ・フロー	△137	△10	204	△24	314
財務活動によるキャッシュ・フロー	△81	△81	△80	△79	△89
資金期末残高	432	511	658	632	894
行政サービス実施コスト	1,868	2, 028	2, 157	2, 069	2, 052
(内訳)					
業務費用	1, 441	1,631	1, 735	1, 647	1, 676
うち損益計算書上の費用	2, 405	2,602	2, 733	2, 588	2, 625
うち自己収入	△963	△971	△998	△940	△949
損益外減価償却相当額	360	362	370	383	381
損益外除売却差額相当額	-	1	_	0	-
引当外賞与増加見積額	6	4	1	0	$\triangle 14$
引当外退職給付増加見積額	48	24	50	35	△16
機会費用	10	4	0	1	25

(5) セグメントの経年比較・分析(内容・増減理由)

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略する。

(6) 積立金の申請状況及び使用内訳等

当期総利益85百万円は、中期計画の剰余金の使途において定めた教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てるため、積立金として申請する。

なお、令和3年度は、目的積立金を情報システム更新経費に45百万円使用した。

- 2 重要な施設等の整備等の状況
 - (1) 当事業年度中に完成した主要施設等該当なし
 - (2) 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充 該当なし
 - (3) 当事業年度中に処分した主要施設等該当なし
 - (4) 当事業年度中において担保に供した施設等該当なし

3 予算及び決算の概要

単位:百万円

区分	平成 2	9年度 平成30年度		令和元年度 令和2年度		2年度		令和	13年度		
公 万	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	差額理由
収入	2, 498	2, 506	2, 644	2, 673	2, 820	2, 831	2, 752	2, 721	2, 747	2, 743	
運営費交付金収入	1, 459	1, 459	1, 494	1, 494	1,530	1, 530	1, 575	1, 575	1, 592	1, 592	寄付金等減
補助金等収入	68	69	174	174	170	171	167	166	151	150	
学生納付金収入	899	907	905	912	910	917	905	896	894	894	
その他収入	71	69	90	92	208	212	104	83	109	105	
支出	2, 498	2, 430	2, 664	2, 630	2, 820	2, 771	2, 752	2, 596	2, 747	2, 684	
業務費	2, 438	2, 375	2, 461	2, 430	2, 625	2, 581	2, 544	2, 412	2, 575	2, 521	教育経費、一般管理費等減
その他支出	60	55	203	199	194	189	208	184	171	163	
収入一支出	ı	76	-	42	-	60	-	125	-	58	

※百万円未満の位を切り捨てて表示しているため、合計が合わない場合がある。

V 事業に関する説明

1 財源の内訳

令和3年度の当法人の経常収益は2,667百万円で、その内訳としては、運営費交付金収益1,594百万円(59.8%(対経常収益比、以下同じ。))、学生納付金収益(授業料、入学金、検定料)872百万円(32.7%)、施設費収益116百万円(4.4%)、その他83百万円(3.1%)となっている。

2 財務情報及び業務の実績に基づく説明

(1) 教育研究等の質の向上に関する取組

ア 教育活動等

(ア) 入試広報の充実

- ・ダイバーシティに向けた取組として、授業における配慮、障害のある学生を支援する長期履修制度や通学における配慮、性の多様性への配慮を大学 Web サイトで周知。新入生に向けて授業における配慮等について入学前相談を受付。学生支援ルームを新設。精神科医相談日を開設。
- ・高校教員対象オープンキャンパスを2日間にわたり対面形式で実施。高校教員 及び受験生を対象とした説明会・相談会をオンラインで定期的に実施。新たな 試みとして、オープンキャンパスをYouTubeによるライブ配信により2日間に わたり開催、本学での学びや入試について広報を行った。上記映像はアーカイ ブ形式にして、受験生・保護者・高校教員が常に閲覧できる形にした。

(イ) 教育内容等の充実

- ・文明観光学コースの3学科横断型のゼミを円滑に運用。令和元年度に開始した 2年目の教職課程の進捗状況は、順調に進んでいることを教職課程検討委員会 で確認。図書館司書課程は意義と成果を検証し維持する方針を確認。
- ・デザイン学部改編ワーキンググループを中心に過去3年間の状況を検証、匠領域の教育研究が順調に機能していることから、現状の内容で次年度も継続することを確認。

(ウ) その他教育の取組

- ・LMS (学習管理システム) の活用方法や先進的な事例について全学的に情報共有 を図った。コロナ禍の下での大学の授業運営において、LMS を積極的に活用。
- ・オンライン語学研修受講者に、研修費補助として奨学金を支給。研修後の TOEIC 等外部検定受験を奨学金の支給条件とし、受験を推奨。TOEFL、IELTS の 英語外部検定の受験料補助制度を整え募集、受験促進を図った。本学在籍中に TOEIC スコア 650 点以上を取得した学生数は 109 名となった。

イ 学生支援

(ア) 学習支援

- ・適正な在籍管理、留学生の学生生活支援のため、月1回留学生ガイダンスを実施。ピア・サポートを週2回配置、留学生やその他日本人学生の生活支援・学習支援を行った。
- ・相談業務を行うカウンセラーの診断・面接の能力を高め、より良いカウンセリングに資するため、指導や助言を行うスーパーバイザー及び精神科医を配置。

(イ) 生活支援

・感染症対策と福利厚生のため、混雑時間帯をさけて食堂・購買を利用する学生 に割引価格で食事を提供。コロナ禍における感染防止のため、食堂のレイアウト変更を行った。学生ラウンジ、西エントランス、学生ホールなど、食事が可能な場所を増設。

(ウ) キャリア支援

- ・1、2年生向けに学年ごとのガイダンスを実施、1、2年生からのキャリア形成及び時期に応じた就職活動準備を促進。企業説明会に1、2年生にも参加を促した。
- ・後援会と共催で $1 \sim 3$ 年生までの保護者を対象とした説明会をオンラインで実施。

ウ研究

- ・教員特別研究費、研究助成財団や科学研究費補助金等の外部資金を活用して、学内外の研究者との共同研究を実施。特別研究員(PD)受入に関する規程を定め、学外者との共同研究を推進する体制を整えた。国内外の研究者や企業との共同研究を促進するため、研究情報データベース「researchmap」の登録、大学 Web サイトでの英文研究者情報掲載を推進。
- ・ 令和3年度の科学研究費補助金は4件が新規に採択された。令和4年度は21件の申請があり、教員の申請率が向上。

工 地域貢献

- ・公開講座は新型コロナウイルスの感染拡大状況に配慮しつつ、オンライン、有 観客(従来の来場型)、またはその両方(ハイブリッド型)の方式で開催。
- ・静岡県ブラジル交流事業として、サンパウロのジャパンハウスと共同でオンラインインターンシップを実施。
- ・ふじのくに地域・大学コンソーシアムが実施する「ゼミ学生地域貢献推進事業」に7件が採択、計1,400千円の助成金を獲得。

オグローバル化

- ・コロナ禍の下でも実施可能なオンラインによる語学研修(前期33名、後期25名参加)や国際交流活動を実施。英語・中国語教育センター特任講師により、TOEIC対策講座やHSK中国語特別対策講座等を実施。グローバル教育の一環として、日本語教育及び日本語教員養成課程を強化。
- ・短期オンライン語学研修の手配を民間企業に委託、業務を効率化。民間企業からより良いオンライン語学研修先について情報収集。英語・中国語について、 オンライン語学研修を企画、実施、奨学金を給付。外部検定試験の受験料の補助を実施。参加学生による語学研修の実施報告会を対面とオンラインで開催。

(2) 法人の経営に関する取組

ア 業務運営

- ・理事長と学長の一体化を決定。
- ・職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、時差勤務拡大の試行を継続。時間外管理システムを活用し、業務量の常時把握に努め、柔軟な調整を行った。新型コロナ感染症の状況に応じて在宅勤務を実施。
- ・年末調整業務の外部委託を継続、事務処理を効率化。人材派遣を有効活用、繁 忙期の業務に速やかに対応。

イ 財務内容

- ・科学研究費補助金等の競争的外部資金獲得を支援するため、外部講師による個別相談、研究計画調書作成ポイントを解説した動画の配信、採択された研究計画調書閲覧等の支援を行った。
- ・予算編成において、アーカイブズセンターの整備、テキスタイル工房への染色 設備の設置、英語 e ラーニングの導入、無線 LAN の拡大等、大学運営に重要な 事項に予算を配分。

(3) 自己点検・評価及び情報の提供に関する取組

ア 自己点検・評価

・認証評価結果、県評価委員会評価及び平成30年度実施の自己点検評価結果への 対応策を年度計画に位置付け、改善に取り組んだ。令和4年度の認証評価受審 に向け、新たな評価機関(大学教育質保証・評価センター)の様式に基づく評 価資料を調製、全学的な自己点検評価を実施。

イ 情報公開・広報等

- ・大学運営、教員の教育研究活動、学生の自主活動、新型コロナへの対応など、 大学の最新情報をリニューアルした大学 Web サイトや SNS (ツイッター) を活 用して積極的に発信。大学広報誌「碧い風」のデザイン、構成をリニューアル し、後援会、同窓会をはじめ学外に本学の取組を発信。
- ・新たなプレスリリースサービス業者と契約、新聞、テレビ、ラジオ、経済誌などの投稿アドレスや記者の個人メールアドレス宛に大学の教育研究活動や学生の活動情報などを配信。県政記者クラブや浜松市の市政記者クラブへの投げ込みのほか、大学担当の記者に直接取材依頼するなど、積極的に情報提供を行った。
- ・大学 Web サイトの新着情報のほか、事務局各室や学生記者からの投稿記事を SNS (ツイッター) で積極的に発信した結果、フォロワー数等が大幅に増加。 SNS を今後積極的に活用するため、ソーシャルメディアポリシーについて広報 委員会で検討、ツイッター及びユーチューブの運用ポリシーを新たに定めた。

(4) その他業務運営に関する取組

ア施設・設備

- ・ 県施設整備費補助金を財源に、屋外壁面の修繕(第4期)、空調機器(事務局)及 び誘導灯を更新。県と調整し、第3期中期目標期間における大規模修繕計画を策 定。
- ・学内ネットワーク機器の整備計画を作成。整備計画に基づき、主に授業で使用する ために講堂や大学院生室へルーター設置、北棟のゼミ室などで使用する可動式ルー ター4台を追加導入。図書館での学習効果を高めるためメディアステーション、グ ループ学習室へルーター設置。

イ 安全管理・防災対策

- ・災害等安否報告フォームによる教職員を対象とした情報伝達訓練を実施し、大 災害対応マニュアル見直しのための課題を確認。災害備蓄品を更新・補充。
- ・オンラインで行った新入生ガイダンスで生活上の安全対策を説明。災害時に は、対象学生や保護者の被災状況や安否確認を行った。非常時の学生の安否確 認について、令和4年度から新たな方法とすることを決定。

ウ 社会的責任

- ・ハラスメント事案1件について、ハラスメント調査委員会を立ち上げ、事実関係の調査と厳正な対処を行った。学生及び教職員を対象とした Web アンケートにより、ハラスメント被害やハラスメントの認知の状況等を調査。学生を対象としたハラスメント被害防止のための啓発ビデオを制作、教職員向けにビデオによるハラスメント研修を実施。学生ガイダンス資料とあわせてハラスメント防止に係るリーフレットを郵送、学生の意識啓発を行った。相談窓口を周知する名刺大のカードを作成し、学生ホールなど学内各所に配架。
- ・公的研究費の管理・監査のガイドライン改正に伴い、公的研究費の不正使用防止 をテーマに全学的なコンプライアンス研修会をオンラインで開催、教職員の研究 倫理意識の向上を図った。

令和3年度の当法人の事業に要した経費は、教育経費310百万円、研究経費78百万円、教育研究支援経費232百万円、受託事業費等4百万円、人件費1,712百万円等となっている。

(5) 課題と対処方針

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から社会人聴講生の受入れや施設の外部貸出しを中止する中、本学の教育研究活動の基盤を確保するため、外部資金の獲得や経費削減に取り組んでいる。

ア 自己収入の確保

- ・ 科学研究費補助金の申請に関する講演会や個別相談会等の研修会を実施し、外部資金の獲得に向けた支援を行った。
- ・ 静岡文化芸術大学基金への寄付金として新たに百万円超の収入を得た。

イ 予算の効率的かつ適正な執行

- ・ 教職員研修等の機会に、主要事業や予算配分の概要を説明し、理解を深めた。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組みを反映させた補正予算を編成し、効率的な予算執行と前中期目標期間繰越積立金及び目的積立金の残高の保全に 努めた。

VI その他事業に関する事項

1 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算

年度計画(公立大学法人静岡文化芸術大学ホームページ参照)

https://www.suac.ac.jp/about/operation/disclosure/mediumplan/file/18732/r2nendokeikaku.pdf

(2) 収支計画

年度計画(公立大学法人静岡文化芸術大学ホームページ参照)

 ${\it https://www.suac.ac.jp/about/operation/disclosure/mediumplan/file/18732/r2nendokeikaku.pdf}$

(3) 資金計画

年度計画(公立大学法人静岡文化芸術大学ホームページ参照)

https://www.suac.ac.jp/about/operation/disclosure/mediumplan/file/18732/r2nendokeikaku.pdf

2 短期借入れの概要

該当なし

3 運営費交付金債務及び当期振替額の明細

(1) 運営費交付金債務の増減額の明細

単位:百万円

		交付金当	当期振替額					
交付年度	期首残高	期交付額	運営費交付 金収益	資産見返運 営費交付金	資本剰余金	計	期末残高	
令和元年度	6	-	6	_	_	6	-	
令和2年度	31	-	31	_	_	31	-	
令和3年度	-	1, 592	1, 592	_	_	1, 592	-	
合計	38	1, 592	1,630	_	_	1,630	_	

[※]百万円未満の位を切り捨てて表示しているため、合計が合わない場合がある。

(2) 運営費交付金債務の当期振替額の明細

区	分	金額	内容
期間進行基	運営費交付	1, 450	期間進行基準を採用した事業等
準による振	金収益		費用進行基準を採用した事業以外の全ての事業
替額	資産見返運	-	運営費交付金債務の振替額の積算根拠
	営費交付金		期間の進行状況に伴う運営費交付金債務を振替
	資本剰余金	-	
	計	1, 450	
費用進行基	運営費交付	144	費用進行基準を採用した事業等
準による振	金収益		退職手当、修学支援新制度に係る授業料減免
替額	資産見返運	-	運営費交付金債務の振替額の積算根拠
	営費交付金		退職給付金の交付及び修学支援新制度に係る授
	資本剰余金	-	業料の減免に伴う運営費交付金債務を振替
	計	144	
地方独立行	運営費交付	35	中期目標の最後の事業年度の期末処理によるもの
政法人会計	金収益		修学支援新制度に係る授業料減免
基準第 79 第	資産見返運	-	・R2年度交付分:31 百万円
5項による	営費交付金		・R3年度交付分:4百万円
振替	資本剰余金	_	
	計	35	

[※]百万円未満の位を切り捨てて表示しているため、合計が合わない場合がある。

■ 財務諸表の科目

1. 貸借対照表

有形固定資産:土地、建物、構築物等、公立大学法人が長期にわたって使用する有形の固 定資産。

減価償却累計額:償却資産の減価償却費を積み上げたもの。

その他の無形固定資産:電話加入権等が該当。

現金及び預金: 現金 (通貨及び小切手等の通貨代用証券) と預金 (普通預金、当座預金及び1年以内に満期又は償還日が訪れる定期預金等) の合計額。

引当金:将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもの。

資産見返負債:運営費交付金等により償却資産を取得した場合、当該償却資産の貸借対照 表計上額と同額を運営費交付金債務等から資産見返負債に振り替える。計 上された資産見返負債については、当該償却資産の減価償却を行う都度、 それと同額を資産見返負債から資産見返戻入(収益科目)に振り替える。

運営費交付金債務:設立団体から交付された運営費交付金の未使用相当額。

地方公共団体出資金:設立団体からの出資相当額。

資本剰余金:設立団体から交付された施設費等により取得した資産(建物等)等の相当額。

利益剰余金:公立大学法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額。

2. 損益計算書

業務費:公立大学法人の業務に要した経費。

教育経費:公立大学法人の業務として学生等に対し行われる教育に要した経費。

研究経費:公立大学法人の業務として行われる研究に要した経費。

教育研究支援経費:図書館や情報システム等、法人全体の教育及び研究の双方を支援する ために設置されている施設又は組織等の運営に要する経費。

人件費:公立大学法人の役員及び教職員の給与、賞与、法定福利費等の経費。

一般管理費:公立大学法人の管理その他の業務を行うために要した経費。

運営費交付金収益:運営費交付金のうち当期の収益として認識した相当額。

臨時損失・臨時利益:固定資産の売却(除却)に伴う損益。

3. キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー:原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件 費支出及び運営費交付金収入等の、公立大学法人の 通常の業務の実施に係る資金の収支状況を表す。

投資活動によるキャッシュ・フロー:固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支 出等の将来に向けた運営基盤の確立のために行わ れる投資活動に係る資金の収支状況を表す。

財務活動によるキャッシュ・フロー:増減資による資金の収入・支出、債券の発行・償還 及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達 及び返済等に係る資金の収支状況を表す。

4. 行政サービス実施コスト計算書

行政サービス実施コスト:公立大学法人の業務運営に関し、現在又は将来の税財源により 負担すべきコスト。

損益計算書上の費用:公立大学法人の業務実施コストのうち、損益計算書上の費用から学生納付金等の自己収入を控除した相当額。

損益外減価償却相当額:講堂等、当該施設の使用により一般に収益の獲得が予定されない 資産の減価償却費相当額。

損益外除売却差額相当額:講堂や実験棟等、当該施設の使用により一般に収益の獲得が予定されない資産を売却や除去した場合における帳簿価額との差額相当額。

引当外賞与増加見積額:支払財源が運営費交付金であることが明らかと認められる場合 の賞与引当金相当額の増加見積相当額。

引当外退職給付増加見積額:財源措置が運営費交付金により行われることが明らかと認められる場合の退職給付引当金増加見積額。

機会費用:国又は地方公共団体の財産を無償又は減額された使用料により賃貸した場合の本来負担すべき金額等。

令和3年度

(第12期事業年度)

決算報告書



自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月31日

公立大学法人静岡文化芸術大学

令和3年度 決算報告書

公立大学法人静岡文化芸術大学

(単位:千円)

区 分	予算額	決算額	差額 (決算一予算)	備考
収入				
運営費交付金	1,592,458	1,592,458	0	
施設整備費補助金	150,010	149,319	△ 691	
自己収入	932,251	932,889	638	
授業料収入及び入学金検定料収入	894,261	894,626	365	
雑収入	37,990	38,263	273	
受託研究等収入及び寄附金収入等	19,653	15,287	△ 4,366	注1
補助金等収入	1,073	1,511	438	注2
臨時利益	_	_	0	
長期借入金収入	_	_	0	
目的積立金取崩収入	45,258	45,257	Δ1	
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	_	_	0	
運営費交付金債務取崩収入	6,309	6,309	0	
計	2,747,012	2,743,030	△ 3,982	
支出				
業務費	2,575,877	2,521,241	△ 54,636	
教育研究経費	1,792,993	1,748,556	△ 44,437	
一般管理費	782,884	772,685	△ 10,199	
施設整備費	153,182	152,490	△ 692	
受託研究等経費及び寄附金事業費等	17,953	10,747	△ 7,206	注1
長期借入金償還金	-	_	0	
計	2,747,012	2,684,478	△ 62,534	

○ 表示単位について

金額は千円未満を四捨五入で表示しているため、合計金額と一致しないことがある。

○予算と決算の差異について

- (注1) 寄附金の対象となる事業について、新型コロナ感染症の影響により、一部が翌年度以降に延期となったため、収入が4,100千円、支出が5,331千円減少した。
- (注2) 地共済団体部からの助成金により415千円収入が増加した。

○損益計算書との差異について

- (1) 決算報告書では、固定資産取得額が支出に含まれ、減価償却費が支出から除かれている。
- (2) 決算報告書では、負債計上している翌年度繰越分が収入に含まれている。

令和3年度

(第12期事業年度)

財務諸表



自 令和 3年4月 1日

至 令和 4年3月31日

公立大学法人静岡文化芸術大学

目 次

貸借:	対照表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
損益	計算書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
キャ	ッシュ・フロー計算書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
利益	の処分に関する書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
行政 [·]	サービス実施コスト計算書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
重要	な会計方針等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
附属	明細書	
(1)	固定資産の取得及び処分、減価償却費(「第87 特定の償却資産の	
	減価に係る会計処理」及び「第 91 資産除去債務に係る特定の除去費用	
	等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の	
	明細 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(2)	たな卸資産の明細 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(3)	有価証券の明細 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(4)	長期貸付金の明細 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(5)	長期借入金の明細 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(6)	公立大学法人債の明細 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(7)	引当金の明細 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(8)	資産除去債務の明細 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(9)	保証債務の明細 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(10)	資本金及び資本剰余金の明細 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(11)	積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細 ・・・・・・・・・・	14
(12)	運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(13)	運営費交付金以外からの地方公共団体等からの財源措置の明細 ・・・・・・	15
(14)	役員及び教職員の給与の明細 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
(15)	開示すべきセグメント情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
(16)	業務費及び一般管理費の明細 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(17)	寄附金の明細 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(18)	受託研究の明細 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(19)	共同研究の明細 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(20)	受託事業等の明細 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(21)	科学研究費補助金等の明細 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
(22)	上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21

貸借対照表 (令和4年3月31日)

(単位:千円)

				(+ 1 1 1 1 1
資産の部				
I 固定資産				
1 有形固定資産				
土地		3, 556, 750		
建物	13, 639, 494	0, 000, 700		
減価償却累計額	△5, 171, 579	8, 467, 915		
		0, 407, 913		
構築物	79, 682	05 154		
減価償却累計額	<u>△44, 528</u>	35, 154		
工具器具備品	794, 881			
減価償却累計額	△353, 004	441, 877		
図書		1, 073, 864		
美術品・収蔵品		87, 499		
車両運搬具	5, 626			
減価償却累計額	△5, 626	0		
有形固定資産合計		13, 663, 061		
有形固定其在日前		10, 000, 001		
2 無形固定資産				
ソフトウェア		15, 501		
その他の無形固定資産		0		
無形固定資産合計		15, 501		
3 投資その他の資産				
長期前払費用		8, 670		
敷金・保証金		535		
その他		48		
投資その他の資産合計		9, 253		
固定資産合計			13, 687, 816	
Ⅱ 流動資産				
現金及び預金		1, 288, 698		
未収学生納付金収入	4, 878	.,,		
徵収不能引当金	△535	4, 342		
たな卸資産		92		
前渡金		4, 053		
立替金		43, 714		
未収入金		69, 661		
流動資産合計			1, 410, 562	
資産合計		_		15, 098, 379
			=	

負債の部 I 固定負債 資産見返負債 資産見返運営費交付金等 299, 097 590 資産見返補助金等 880, 194 1, 179, 882 資産見返寄附金 長期寄附金債務 515.298 長期リース債務 269.485 固定負債合計 1, 964, 666 Ⅱ 流動負債 6, 912 寄附金債務 311, 408 未払金 未払消費税等 692 84, 744 前受金 預り科学研究費補助金等 26, 370 預り金 119,871 短期リース債務 89, 828 流動負債合計 639, 829 負債合計 2.604.496 純資産の部 I 資本金 地方公共団体出資金 16, 810, 197 資本金合計 16, 810, 197 Ⅱ 資本剰余金 資本剰余金 572, 109 損益外減価償却累計額 (△) △5, 200, 729 資本剰余金合計 △4, 628, 619 Ⅲ 利益剰余金 前中期目標期間繰越積立金 36,675 教育研究の質の向上及び組織運営改善積立金 190, 351 積立金 170

純資産合計12, 493, 882負債純資産合計15, 098, 379

85. 108)

85, 108

312, 305

当期未処分利益

(うち当期総利益

利益剰余金合計

損 益 計 算 書 (令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日)

			(単位:千円)
経常費 業務教育経費 教育育経費 教育育研究費 受所の完費 受所の完業費 受力員員人 教員員人件費 和般管費 一般常費 経常費	310, 597 78, 597 232, 848 967 3, 265 4, 673 48, 092 1, 123, 062 541, 437	2, 343, 541 281, 995	2, 625, 536
経常収益 運営費交付金収益 授業料収益 入学金収益 検定料収益 受託研究収益 共同研究収益 共同研究等収益 補助金等収益 補助金等収益 寄附金収益 防設費収益		1, 594, 765 738, 765 100, 448 33, 167 1, 100 3, 627 6, 050 1, 510 5, 987 116, 867	
財務収益 受取利息 有価証券利息 資産見返負債戻入	84 0	84	
資産見返運営費交付金等戻入 資産見返運営費交付金等戻入 資産見返補助金等戻入 資産見返寄附金戻入 雑益 財産貸付料収益 科学研究費間接経費収益 大学入学共通テスト経費収益 就職支援活動収益	26, 306 172 1, 929 14, 288 5, 191 4, 474 3, 067	28, 408	
税収扱店勤収益 その他雑益 経常収益合計 経常利益	9, 942	36, 964	2, 667, 749 42, 212
臨時損失 固定資産除却損		0	0
臨時利益 資産見返運営費交付金等戻入 運営費交付金収益 当期純利益 目的積立金取崩額 当期総利益		0 35, 924	35, 924 78, 136 6, 971 85, 108

キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日)

		(単位:千円)
I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 520, 938
	人件費支出	△ 1,624,572
	その他の業務支出	△ 306, 162
	運営費交付金収入	1, 592, 458
	授業料収入	706, 386
	入学金収入	98, 483
	検定料収入	33, 167
	受託研究収入	1, 628
	共同研究収入	2, 592
	受託事業等収入	7, 800
	補助金等収入	6, 002
	寄附金収入	4, 508
	その他の収入	36, 351
	業務活動によるキャッシュ・フロー	37, 705
П	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	定期預金の預入による支出	△ 507, 259
	定期預金の払戻による収入	527, 258
	有価証券の償還による収入	200, 000
	有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△ 88, 787
	施設費による収入	181, 568
	小計	312, 780
	利息及び配当金の受取額	1, 298
	投資活動によるキャッシュ・フロー	314, 078
Ш	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△ 89,004
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 89,004
IV	資金増加額	262, 779
V	資金期首残高	632, 052
VI	資金期末残高	894, 832
_		,

利益の処分に関する書類

(単位:円)

I 当期未処分利益 85,108,026

当期総利益 85,108,026

Ⅱ 積立金振替額 227,027,059

36,675,854 前中期目標期間繰越積立金

教育研究の質の向上及び組織運営改善 積立金 190,351,205

Ⅲ 利益処分額

積立金 312,135,085

行政サービス実施コスト計算書 (令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日)

I 業務費用			
(1)損益計算書上の費用			
業務費	2,343,541		
一般管理費	281,995		
臨時損失	0	2,625,536	
(2)(控除)自己収入等			
授業料収益	△ 738,765		
入学金収益	△ 100,448		
検定料収益	△ 33,167		
受託研究収益	△ 1,100		
共同研究収益	△ 3,627		
受託事業等収益	△ 6,050		
寄附金収益	△ 5,987		
財務収益	△ 84		
雑益	△ 31,773		
臨時利益	Δ 0		
資産見返運営費交付金等戻入(授業料分)	△ 26,306		
資産見返寄附金戻入	△ 1,929	△ 949,241	
業務費用合計			1,676,295
Ⅱ 損益外減価償却相当額			381,495
Ⅲ 引当外賞与増加見積額			△ 14,279
Ⅳ 引当外退職給付増加見積額			△ 16,451
V 機会費用			
地方公共団体出資の機会費用	25,327		25,327
VI 行政サービス実施コスト			2,052,387

I 重要な会計方針

1 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、退職一時金及び修学支援新制度に係る授業料等減免相当額については費用進行基準を採用しています。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法の耐用年数を基準としています。

なお、リース資産については、リース期間を耐用年数とし、受託研究・共同研究・受託事業等により購入した 資産については、当該研究期間を耐用年数としています。

主な資産の耐用年数は以下の通りです。

 建物
 6 ~ 37 年

 構築物
 15 ~ 53 年

 工具器具備品
 5 ~ 15 年

また、特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準第87)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。

3 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金の計上基準

賞与については、運営費交付金による財源措置がされるため、賞与引当金は計上していません。 なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第 88第2項に基づき、当該事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しています。

(2) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役員及び教職員の退職一時金については、運営費交付金により財源措置がされるため、退職給付に係る 引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第89第4項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。

(3) 徴収不能引当金の計上基準

未収学生納付金収入に係る損失に備えるため、授業料等の滞納による回収可能性を個別に検討して回収 不能見込額を計上しています。

4 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しています。

- 5 たな卸資産の評価基準及び評価方法 最終仕入原価法による原価法を採用しています。
- 6 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法 地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率 10年利付国債の令和4年3月末利回りを参考に、0.210%で計算しています。

7 リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

8 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

9 財務諸表及び附属明細書の表示単位

千円未満は切り捨てにより作成しています。ただし、利益の処分に関する書類については、円単位で表示 しています。

Ⅱ 注記

1 貸借対照表関係

- (1)運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額 469,865千円 (静岡県からの派遣職員に対する退職給付見積額は上記金額から除いています。)
- (2)当期の運営費交付金により財源措置されない引当外賞与見積額 107.352千円
- (3)有価証券関係 該当事項はありません。
- 2 損益計算書関係

該当事項はありません。

- 3 キャッシュ・フロー計算書関係
 - (1)資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金 1,288,698千円 うち定期預金 △393,865千円 資金期末残高 894,832千円

(2)重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リースによる資産の取得 449,143千円

- 4 行政サービス実施コスト計算書関係
- (1)引当外退職給付増加見積額の中には、静岡県からの派遣職員に係る △14,164千円 が含まれています。
- (2)機会費用の内訳

設立団体(静岡県)に係る額 25,327千円

5 重要な債務負担行為 該当事項はありません。

- 6 金融商品に関する注記
 - (1)金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については地方独立行政法人法第43条の規定に基づき、預金、国債、地方債及び 政府保証債等に限定しています。

(2)金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(a)	時	価(b)	差	額 (b)-(a)	
現金及び預金	1,288,698		1,288,698			-
未払金	(311,408)		(311,408)			1

- (注)負債に計上されているものは、()で示しています。
- (注)金融商品の時価の算定方法
 - ①現金及び預金、未払金

これらについては、短期間で決済されるため、その時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

7 賃貸等不動産の時価等に関する事項

当法人は、賃貸等不動産を保有していますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

8 重要な後発事象

該当事項はありません。

附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費(「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る 特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細

## ## ## ## ## ## ##						差引	≦位∶千円)					
資産	の種類	期 首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	期 末残 高	減価 賃±	りまける 当期	》[担損失系計 当期	当期	当期末	摘要
		/X D	7 <u>1</u> 7,0 10,0	11% 2 BR	72 IB		質却額		ヨ 粉 損益内	ヨ 粉 損益外	残 高	
有形固定	建物	13,523,212	32,451	-	13,555,663	5,124,002	366,675	-	_	-	8,431,660	
	工具器具備品	75,934	33,040	-	108,974	59,667	12,229	-	_	_	49,307	
X-1-X/11/	計	13,599,146	65,491	-	13,664,638	5,183,670	378,904	-	_	_	8,480,967	
	建物	79,179	4,651	-	83,831	47,576	4,865	-	-	_	36,254	
	構築物	79,682	_	_	79,682	44,528	1,454	-	_	-	35,154	
有形固定 資産(特定	工具器具備品	239,431	451,532	5,056	685,906	293,336	106,377	_	_	-	392,570	
償却資産 以外)	図書	1,054,002	20,048	186	1,073,864	-	-	-	-	-	1,073,864	
	車両運搬具	5,626	1	-	5,626	5,626	-	-	1	-	0	
	計	1,457,922	476,232	5,243	1,928,911	391,067	112,698	-	-	-	1,537,844	
	土地	3,556,750	-	-	3,556,750	_	-	_	-	-	3,556,750	
非償却 資産	美術品・収蔵品	87,279	220	-	87,499	-	-	-	-	-	87,499	
	計	3,644,029	220	-	3,644,249	-	-	-	-	_	3,644,249	
	土地	3,556,750	-	-	3,556,750	-	-	-	-	-	3,556,750	
	建物	13,602,392	37,102	-	13,639,494	5,171,579	371,541	-	-	-	8,467,915	
	構築物	79,682	-	-	79,682	44,528	1,454	-	-	_	35,154	
有形固定	工具器具備品	315,365	484,572	5,056	794,881	353,004	118,607	-	_	-	441,877	(注)
資産合計	図書	1,054,002	20,048	186	1,073,864	-	-	-	-	-	1,073,864	
	美術品•収蔵品	87,279	220	-	87,499	-	-	-	-	-	87,499	
	車両運搬具	5,626	-	-	5,626	5,626	-	-	-	-	0	
	計	18,701,098	541,943	5,243	19,237,798	5,574,737	491,603	-	-	-	13,663,061	
無形固定	ソフトウェア	21,888	5,246	-	27,134	17,059	2,590	-	_	-	10,075	
資産(特定 償却資産)	計	21,888	5,246	-	27,134	17,059	2,590	-	-	-	10,075	
無形固定	ソフトウェア	185,937	-	-	185,937	180,511	6,839	-	-	-	5,425	
資産(特定 償却資産	その他の無形固定資産	0	-	-	0	-	-	-	-	-	0	
以外)	計	185,937	-	-	185,937	180,511	6,839	-	-	-	5,425	
	ソフトウェア	207,826	5,246	-	213,072	197,570	9,429	-	-	-	15,501	
無形固定 資産合計	その他の無形固定資産	0	-	-	0	-	-	-	-	-	0	
	計	207,826	5,246	-	213,072	197,570	9,429	-	-	-	15,501	
	長期前払費用	11,560	-	2,890	8,670	-	-	-	-	-	8,670	
投資その	敷金・保証金	535	-	-	535	-	-	-	-	-	535	
他の資産	その他	48	-	-	48	-	-	-	-	-	48	
	計	12,143	-	2,890	9,253	-	-	-	-	-	9,253	

⁽注)工具器具備品の主な当期増加額は、情報システム機器のリース契約(449,143千円)によるものです。

(2) たな卸資産の明細

(2) ため即長性の別型						(単	位:千円)
		当期増加額		当期減少額			
種類	期首残高	当期購入・ 製造・振替	その他	払出・振替	その他	期末残高	摘要
貯蔵品 (郵券)	77	178	-	166	_	89	
貯蔵品(クオカード)	2	_	_	_	_	2	
計	79	178	_	166	-	92	

(3) 有価証券の明細

- (3)-1流動資産として計上された有価証券 該当事項はありません。
- (3)-2投資その他の資産として計上された有価証券 該当事項はありません。
- (4) 長期貸付金の明細 該当事項はありません。
- (5) 長期借入金の明細 該当事項はありません。
- (6) 公立大学法人債の明細 該当事項はありません。
- (7) 引当金の明細
 - (7)-1引当金の明細 該当事項はありません。
 - (7)-2貸付金等に対する貸倒引当金の明細

(単位:千円)

区分	貸付金等の残高			貸佣	浅高	摘要	
<u> </u>	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	桐安
未収学生納付金収入 (徴収不能引当金)	7, 316	△2, 438	4, 878	1, 507	△971	535	(注)
計	7, 316	△2, 438	4, 878	1, 507	△971	535	

⁽注) 徴収不能引当金は、授業料の滞納に係る回収可能性を個別に勘案して計上しています。

(8) 資産除去債務の明細 該当事項はありません。

(9) 保証債務の明細 該当事項はありません。

(10) 資本金及び資本剰余金の明細

	区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金	地方公共団体出資金	16, 810, 197	_	_	16, 810, 197	
貝本亚	計	16, 810, 197	-	-	16, 810, 197	
	資本剰余金					
	施設費	81, 479	32, 451		113, 930	(注1)
	運営費交付金等	526	_		526	
	寄附金	_	220		220	(注2)
	目的積立金	282, 791	38, 286	_	321, 077	(注3)
資本剰余金	前中期目標期間繰越積立金	54, 830	_	_	54, 830	
	無償譲与	86, 789	_	ı	86, 789	
	損益外除売却差額相当額	△ 5, 265	_	_	△ 5, 265	
	計	501, 152	70, 957	_	572, 109	
	損益外減価償却累計額	△ 4, 819, 234	△ 381,495		△ 5, 200, 729	(注4)
	差引計	△ 4, 318, 082	△ 310, 537	_	△ 4, 628, 619	_

- (注1) 当期増加額は、静岡県からの補助金により取得した固定資産に係るものです。
- (注2) 当期増加額は、寄贈により取得した固定資産に係るものです。
- (注3) 当期増加額は、教育研究の質の向上及び組織運営改善積立金の取崩しにより取得した 固定資産に係るものです。
- (注4) 当期増加額は、特定償却資産(出資建物等)の償却によるものです。

(11) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(11)-1積立金の明細

(単位:千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
前中期目標期間繰越積立金	36, 675	-	-	36, 675	
教育研究の質の向上及び 組織運営改善積立金	148, 029	87, 578	45, 257	190, 351	(注1)(注2)
積立金	170	-	1	170	
計	184, 876	87, 578	45, 257	227, 197	

⁽注1) 当期減少額は、当該積立金の使途に沿った資産取得及によるものです。

(11)-2目的積立金の取崩しの明細

積立金の名称		(単位・十円) 質の向上及び 枚善積立金
及び事業名	教育研究環境 整備事業	計
建物附属設備	-	-
工具器具備品	33,040	33,040
ソフトウェア	5,246	5,246
小計	38,286	38,286
教育経費		
消耗品費	_	_
消耗備品費	-	-
備品費	-	-
教育研究支援経費		
消耗品費	1,733	1,733
消耗備品費	32	32
備品費	4,920	4,920
印刷製本費	-	-
報酬・委託・手数料	283	283
小計	6,971	6,971
計	45,257	45,257

⁽注2) 当期増加額は、前期利益処分によるものです。

(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(12)-1運営費交付金債務

(単位:千円)

交付年度	期首残高	交付金 当期交付額	運営費 交付金 収益	資産見返 運営費 交付金	資本 剰余金	小計	期末残高	
令和元年度	6,309	_	6,309	1	1	6,309	_	
令和2年度	31,922	_	31,922	1	1	31,922	_	
令和3年度	-	1,592,458	1,592,458	1	I	1,592,458	_	
計	38,232	1,592,458	1,630,690	_	_	1,630,690	_	

⁽注1)期首残高は、退職手当及び修学支援新制度に係る授業料等減免相当額の執行残額です。

(12)-2運営費交付金収益

(単位:千円)

業務等区分	令和元年度 交付分	令和2年度 交付分	令和3年度 交付分	合計
期間進行基準			1,450,446	1,450,446
費用進行基準	6,309	1	138,010	144,319
会計基準第79第5項による振替額(注)	_	31,922	4,002	35,924
計	6,309	31,922	1,592,458	1,630,690

(13) 運営費交付金以外の設立団体等からの財源措置の明細

(13)-1施設費の明細

(単位:千円)

区分	当期交付額	ž	この会計処理内記	Я	摘要
区力	当州文 刊	建設仮勘定見返施設費	資本剰余金	その他	
静岡県施設整備等事業費補助金	149,318	_	32,451	116,867	
計	149,318	-	32,451	116,867	

(13)-2補助金等の明細

			#п →	当期振替額			#n -						
名称 交付元	交付元	経費 の別	経費 期目 の別 残高		経費 期首 の別 残高	当期 交付額	建設仮勘定 見返補助金 等	資産見返 補助金等	資本 剰余金	長期預り 補助金等	収益	期末 残高	摘要
指定年齡検診費用	静岡県	直接 経費	_	33	_	_	-	_	33	_	33		
助成金	お画水	間接 経費	_	_	-	_	-	-	_	-	_		
人間ドック費用	静岡県	直接 経費	_	118	_	-	-	_	118	_	118		
助成金	お画水	間接 経費	_	_	-	_	-	_	_	-	_		
婦人科検診費用	静岡県	直接 経費	_	10	-	-	-	-	10	-	10		
助成金	お画水	間接 経費	_	_	-	_	-	_	_	-	_		
姓 居 生 争 未	地方職員 共済組合	直接 経費	_	414	_	-	-	_	414	_	414		
助成金	団体共済部	間接 経費	_	_	-	_	-	_	_		_		
結核健康診断費	浜松市	直接 経費	_	183	-	-	-	-	183	-	183		
助成金	八石口	間接 経費	_	-	_	_	Ī	_	-	-	_		
新型コロナウイルス	日本学生	直接 経費	_	750	_	-	-	_	750	-	750		
感染症対策助成金 支援材	支援機構	間接 経費	_	_	-	_	_	-	_	-	_		
		直接 経費	_	1,510	_	_	_	_	1,510	_	1,510		
合計		間接 経費	_	_	_	_	_	_	_	_	_		
		計	_	1,510	_	_	_	_	1,510	_	1,510		

⁽注)摘要欄には当期交付決定額を記載しています。

(14) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:千円、人)

区分		お又幡辞	給料等	法定福利費 退職給付		<u>- </u>
	·Л	金額	支給人員	金額	金額	支給人員
	常勤	40,353	3	3,347	2,980	1
役員	非常勤	1,412	3	_	-	_
	計	41,765	6	3,347	2,980	1
	常勤	825,981	86	143,226	91,577	9
教員	非常勤	62,128	133	148	_	-
	計	888,110	219	143,374	91,577	9
	常勤	445,646	87	75,281	11,275	3
職員	非常勤	4,061	4	615	_	-
	計	449,708	91	75,897	11,275	3
	常勤	1,311,981	176	221,855	105,833	13
合計	非常勤	67,602	140	763	_	_
	計	1,379,584	316	222,619	105,833	13

(注1)役員に対する報酬及び退職手当の支給基準の概要

10役員報酬

役員に対する報酬については、「公立大学法人静岡文化芸術大学役員報酬規程」に基づいています。

②退職手当

役員に対する退職手当については、「公立大学法人静岡文化芸術大学役員退職手当規程」に基づいています。

(注2)教職員に対する給与及び退職手当の支給基準の概要

①教職員給与

教職員に対する給与については、「公立大学法人静岡文化芸術大学職員給与規程」、「公立大学法人静岡文化芸術大学期間契約職員就業規程」、「公立大学法人静岡文化芸術大学非常勤職員就業規程」、「公立大学法人静岡文化芸術大学臨時職員就業規程」、「公立大学法人静岡文化芸術大学嘱託職員等就業規程」及び「静岡文化芸術大学特任教員に関する規程」に基づいています。

②退職手当

教職員に対する退職手当については、「公立大学法人静岡文化芸術大学職員退職手当規程」、「公立大学法人静岡文化芸術大学期間契約職員退職手当に関する細則」及び「静岡文化芸術大学特任教員の勤務条件等に関する取扱細則」に基づいています。

- (注3)支給人員数は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の平均支給人員等によって います。
- (注4)本表の教職員(非常勤)欄には、臨時職員(補助事務員)の支給額(4,556千円)及び支給人数 (366人)は含まれていません。
- (注5)本表の支給額合計には、受託研究費、共同研究費及び受託事業費で支出した人件費は含まれていません。

(15) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略しています。

(16) 業務費及び一般管理費の明細

		(単位:千円)
教育経濟,所屬的學術,與一個學學學學術,與一個學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學	23, 866 3, 903 5, 071 385 4, 795 34, 075 1, 333 2, 297 389 986 42, 511 985 193 378 108, 189 74, 367 6, 039	
雅 養 費 費 君 君 君 君 君 君 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者	825 12, 535 4, 921 8, 341 2, 406 3, 441 6, 352 4, 700 1, 865 343 13 6, 961 172 3, 148 7 22, 917 468	310, 597 78, 597
教育研究主播者 明邦和 明邦和 明 所 明 所 明 所 明 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的	6, 211 1, 332 6, 663 10, 752 508 4, 526 2, 804 63 5, 405 122 84, 906 186 109, 362	232, 848
消耗品費 消耗備品費 備品費 旅費交通費 報酬·委託·手数料 租稅公課 共同研究費 消耗品費 消耗備品費	569 37 338 17 1 3 399 240	967
出版物費 印刷製本費 旅費交通費 報酬・委託・手数料	3 39 12 2, 568	3, 265

受託事業費等 職員人件費			
非常勤職員給与 給料 消耗品費 備品費		667 963 279	
出版物費 印刷製本費 旅費交通費 通信運搬費		171 42 83 1	4 070
報酬・委託・手数料 役員人件費		2, 463	4, 673
報酬		30, 836	
賞与 退職給付費用		10, 929 2, 980	
法定福利費		3, 347	48, 092
教員人件費			
常勤教員給与 給料	616, 719		
賞与	209, 262		
退職給付費用	91, 577	1 000 705	
法定福利費 非常勤教員給与	<u>143, 226</u>	1, 060, 785	
給料	62, 128		
法定福利費 職員人件費	148	62, 276	1, 123, 062
戦員ハロ員 常勤職員給与			
給料	352, 401		
賞与 退職給付費用	93, 244 11, 275		
法定福利費	75, 281	532, 204	
非常勤職員給与	0.010		
給料 法定福利費	8, 618 615	9, 233	541, 437
一般管理費		0, 200	041, 407
消耗品費 消耗備品費		11, 122 812	
ੵੵਜ਼		147	
出版物費		898	
印刷製本費 水道光熱費		3, 013 32, 414	
水垣九級員 旅費交通費		5, 095	
通信運搬費		2, 065	
賃借料 車両燃料費		7, 920 252	
福利厚生費		1, 798	
修繕費		76, 924	
損害保険料 広告宣伝費		2, 535 7, 680	
諸会費		2, 860	
会議費		40 108, 536	
報酬・委託・手数料 租税公課		4, 205	
減価償却費		4, 134	
雑費		9, 534	281, 995

(17) 寄附金の明細

(単位:千円、件)

区分	当期受入額	件 数	摘要
全 学	13,718	1,556	うち、現物寄附 9,209千円、1,444件
合 計	13,718	1,556	

(18) 受託研究の明細

(単位:千円)

委託者	経費の別	期首残高	当期受入額	受託研究収益	期末残高
株式会社等	直接経費	1	990	990	ı
	間接経費		110	110	ı
스 뒤	直接経費	_	990	990	-
合 計	間接経費		110	110	_

(19) 共同研究の明細

(単位:千円)

					(+ <u>1</u> 1 1 1
共同研究契約 の相手方	経費の別	期首残高	当期受入額	共同研究収益	期末残高
地方公共団体	直接経費	ı	3,175	3,175	ı
(設立団体)	間接経費	-	352	352	-
株式会社等	直接経費	ı	90	90	ı
休 式云社寺	間接経費		10	10	ı
合 計	直接経費		3,265	3,265	ı
	間接経費	_	362	362	

(20) 受託事業等の明細

委託者等	経費の別	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
地方公共団体	直接経費	-	1,586	1,586	_
(設立団体)	間接経費	-	396	396	_
地方公共団体等	直接経費	-	1,880	1,880	_
(設立団体以外)	間接経費	-	470	470	
株式会社等	直接経費	-	1,213	1,213	_
	間接経費	-	303	303	_
その他	直接経費	-	160	160	_
ての他	間接経費	-	40	40	_
合 計	直接経費	_	4,840	4,840	_
	間接経費	_	1,210	1,210	_

(21) 科学研究費補助金等の明細

(単位:千円、件)

種目	当期受入	件数	摘要
学術研究助成基金助成金	(12,165)		
于例切先列戍奉並列戍並	3,649	29	
 基盤研究(C)	(8,975)		
金盖明九(0)	2,692	25	
 若手研究	(1,100)		
41 1 19176	330	1	
 研究活動スタート支援	(800)		
明元石刧ハケース版	240	1	
 挑戦的研究(開拓)	(500)		
17C+X L 1 D 1 7C(171) PL 7	150	1	
 国際共同研究加速基金(B)	(790)		
国际大同切光加速基金(0)	237	1	
 科学研究費補助金	(5,630)		
17于可元其情功並	1,542	16	
 基盤研究(A)	(700)		
全面明九 (内)	210	3	
 基盤研究(B)	(4,440)		
<u> </u>	1,332	12	
 研究成果公開発表(B)	(490)		
明元成本公開元致(0)	_	1	
合 計	(17,795)		
	5,191	45	

⁽注)当期受入は間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については、外数として()内に記載しています。

(22)上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

①現金及び預金

(単位:千円)

区分	残高	摘要
現金	412	
普通預金	894,378	
当座預金	41	
定期預金	393,865	
計	1,288,698	

②立替金

(単位:千円)

区分	残高	摘要
共済費県負担分(事務費含)	43,432	
その他	281	
計	43,714	

③未収入金

(単位:千円)

		(十四:111/
区分	残高	摘要
静岡県施設整備等事業費補助金	61,128	
受託研究	1,100	
共同研究	3,527	
受託事業	1,983	
食堂業者負担水光熱費	1,178	
オペラコンクール実行委員会人件費負担金等	592	
外壁修繕電気水道料施工負担分	56	
その他	93	
計	69,661	

④未払金

(単位:千円)

区分	残高	摘要
固定資産	10,483	
業務費	89,499	
人件費	125,681	
一般管理費	78,259	
その他	7,485	
計	311,408	

⑤前受金

(単位:千円)

区分	残高	摘要
令和4年度授業料	84,744	
計	84,744	

⑥預り金

区分	残高	摘要
同窓会費	59,248	
後援会費	18,618	
静岡国際オペラコンクール実行委員会経費	24,928	
デザイン学部材料費	1,350	
減免等による納付済授業料等	1,357	
人件費	12,685	
傷害保険料	1,676	
その他	5	
計	119,871	

公立大学法人静岡文化芸術大学 令和 4 年度 年度計画

I 教育研究等の質の向上に関する計画

1 教育

(1)育成する人材

ア 学士課程

[3ポリシーの一貫性]

・アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを検証しつつ、 次回カリキュラム改正案の作成を進める。

イ修士課程

・両研究科の3ポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)の一貫性と明晰性を検証する。

(2) 入学者受入れ

ア 入学者受入方針

[多様な学生の受入れ]

- ・定住外国人の受入れ促進のために、英語重点型公募制についての広報を積極的に行う。
- ・外国人留学生や障害のある学生に対し教務委員会、学生委員会と連携して授業や生活面での サポートについて情報を提供する。
- ・中国からの留学生が多く出願することを踏まえ、在上海日本総領事館広報文化部との情報共 有を強化する。

[入試広報の充実]

- オープンキャンパスを対面及びオンラインのハイブリットで開催する。
- ・模擬授業や在学生による大学説明の動画を引き続き公開する。
- ・夏休み期間中に研究室公開日を設定して、浜松市内の高校から各2名程度を招き、教員およびそのゼミ生と交流を図る。

〔入試関連組織の機能強化〕

- ・文科省、公大協、マスコミ等から発信される令和7年度新入試に関する情報を、迅速かつ正確に、入試・高大連携センター及び入試運営部会において共有する。
- 教務委員会、学生委員会との情報共有を強化する。

[入学試験の改善]

・新学習指導要領に対応する令和7年度入学試験の基本方針を決定し、概要を8月末に公表する。

イ 高等学校との連携

- ・静岡県教育委員会が進める、魅力ある高校づくりを推進する事業「オンリーワンハイスクール」に参画する。
- ・コロナ禍で縮小していた高校教員向けオープンキャンパス、高校への出張授業を以前と同様 に実施する。

(3)教育の内容

ア 教育内容

- ・演習などにおいて実践活動の機会を増やし、地域に根差した学びの場を確保する。
- ・対面授業、オンライン授業それぞれの教育効果を精査する。

- ・オンライン授業の単位認定について見直しを行う。
- ・オンラインの活用を含めた大学間連携について他大学の事例を調査する。

(7) 学士課程

- ・ 文明観光学コースについては、文明観光学コース連絡会議(仮称)を設置し、教育体制、カリキュラムについて検証と見直しを行う。
- ・匠領域については、総合演習Ⅱ、卒業制作の成果等を踏まえて教育効果の検証とカリキュラムの見直しを行う。
- ・教職課程委員会において再課程認定後の教職課程の運用及び成果を検証する。
- ・WGにおいて次回カリキュラム改正に向けて学部・学科のあり方を見直し、基本方針を決定する。

(1) 修士課程

- ・両研究科の新カリキュラムと、現在進められている学部のカリキュラム改革案との整合性を 確認し、問題点と課題を抽出する。
- ・これまで行われた「共同プロジェクト実践演習」の成果を検証し、運用面での改善を図る。
- ・両研究科からメンバーを選定し、統合計画作成に向けたワーキンググループを立ち上げる。

イ 成績評価

〔学士課程〕

- ・GPA、СAP制の運用について全学教務委員会において検証する。
- ・アセスメント・ポリシーについて他大学の事例調査を行う。

〔修士課程〕

・ 両研究科で現在採用されている成績評価方法、評価基準を検証し、見直しの基礎資料を作成 する。

(4) 教育の実施体制等

ア 教員配置

- ・ 令和元年度の新教育プログラムの導入による教員増と令和3年度の大学院担当教員増の効果 を検証する。
- ・複数教員による指導体制を取っている講義・演習科目の事例を調査し、その効果を明らかにする。

イ 教育環境の整備

- ・グループ学習等のための施設として整備したメディアステーションの利用拡大を図りつつ、 必要に応じて設備の更新を行う。
- ・無線LAN(Wi-Fi)環境について、両学部へのヒアリング結果に基づき、各工房等を整備する。

ウ 教育力の向上

(7) 教育力の向上

- ・コロナ禍に対応できる授業運営について、FD研修会を実施する。
- ・副学長を中心に、入試室、教務・学生室、キャリア支援室及び関連委員会の間で情報共有する仕組みを作る。

(イ) 教育活動の改善

- ・各教員が授業評価アンケートの結果を踏まえ、教育活動の改善を図るとともに、結果の一般 公開の内容を改善し、実施する。
- ・語学の授業を中心にTOEICやHSKなど外部試験を活用し学修成果を検証する。
- ・生涯メールアドレス等を活用し、卒業生を対象とした学修成果調査の準備を行う。

(5)教育研究組織の見直し

・大学院とグローカルデザイン研究所(仮称)の関係と教員組織の在り方について、検討を進める。

(6) 学生への支援

ア 学習・生活支援

〔学習支援〕

- ・各学科において、チューター制、学年担任制を充実させ、学生の履修相談、学習支援、ゼミ・ 領域選択、進路相談などを適切に行う。
- ・全学教務委員会においてティーチングアシスタント制度の素案を作成する。

[多様な学生への支援]

- ・修学サポート室、学生相談室、保健室の活動について、学生及び教職員へ広く周知する。 〔生活支援〕
- ・成人年齢の引き下げを踏まえ、ガイダンスなどにおいて、学生への注意喚起と意識啓発を図る。
- ・保証人及び学生に対して、郵便物や大学Webサイトを通じて経済支援制度の周知を図る。
- ・コロナ禍終息後は外国人留学生の受入れを再開し、生活や修学の支援を行う。

イ 自主的活動の支援

- ・ポータルなどを通じて、ボランティアに関する情報を学生に発信する。
- ・学生の自主的活動について他大学の支援状況を調査し、有効な支援方法を探る。

(7) キャリア教育と進路支援

[キャリア関連組織の強化]

- ・県内自治体、商工団体と連携した、就職活動支援の機会を設ける。
- ・静岡県立大学のキャリアセンターと定期的な情報交換の機会を設ける。

[キャリアデザイン教育の充実]

- 1、2年生を対象とした学年ごとのガイダンスを複数回実施し、早期からのキャリア形成を 促進する。
- ・3、4年生対象の企業説明会や業界研究セミナー等に1、2年生にも参加を促し、早期から社会人と接触する機会を提供する。

[学生の特性に合わせた進路支援]

・各学部・学科の特徴的な就職活動について、マニュアル作成、ガイダンス実施等により支援 を行う。

「企業との連携」

- ・本学学生が多く就職している企業、志望者の多い企業を中心に企業訪問、情報交換を行う。
- ・企業訪問等で得られた内容について、統一したフォーマットで報告書を作成し、情報共有で きるようにする。
- ・企業説明会、業界研究セミナーにおいては積極的に地域企業を招聘し、学生にその魅力を伝える。

(8) 卒業生との連携とリカレント教育の展開

- ・広報誌や生涯メールなどを活用し、社会人聴講制度、各種セミナー、学内イベントを卒業生に周知する。
- ・卒業生に企業説明会、保護者会などへの参加を促し、在学生との交流の機会を設ける。
- ・後期の社会人聴講生の受入れ及び運用方法について検討する。

2 研究

(1) 社会の発展に貢献する研究の推進

- ・教員特別研究費について、両学部・研究科を融合させた研究や他大学と連携した研究に重点 的な配分をする。
- ・科学研究費補助金等を申請する教員に対し、積極的に学内及び他大学との共同研究をするよう保す。
- ・地域の自治体や企業のニーズを積極的に学内に発信し、共同研究、受託研究、受託事業の受 入れを促進する。
- ・大学の研究シーズを効果的に発信し、企業や自治体との連携推進に取り組む。

(2) 研究実施体制

- ・遠州学林構想のもと設置するグローカルデザイン研究所(仮称)の所掌事項、人員構成等の 素案をもとに、組織体制の具体案を作成する。
- ・科研費や研究助成財団等の公募情報を積極的に提供し、教員の申請率向上を図る。

(3) 研究成果の評価及び研究倫理の徹底

ア 研究成果の評価及び改善

- ・研究成果発表会でのオンラインを活用した発表方法、参加者からの意見収集の方法を改善する。
- ・アーカイブズセンターとして北 406 室の環境整備を行い、研究成果や資料の搬入を行うとと もに、運用ルールを決定する。

イ 研究倫理

- ・研究活動の不正行為に対する意識向上を図るため、新任教員を含め教員の研究倫理 e ラーニング受講を徹底する。
- ・公的研究費等の不正防止計画等の周知を図り、研究費の不正使用を防止する。

3 地域貢献

(1)地域社会との連携

- ・本学と地域の自治体、企業、文化施設等が連携・協働して行った活動の事例を記録・可視化する。
- ・オンラインの活用を含め、教員の研究分野を活かした公開講座や文化芸術セミナー等を企画・ 実施する。
- ・コロナ禍により縮小された「地域連携演習」のプログラムの増強と履修者の回復を図る。
- ・1年次の「地域連携演習」が2年次以降の「自主課題演習」の履修に繋がるよう学生を指導する。
- ・フェアトレード大学として、本学学生・教職員のフェアトレード推進活動やSDGsへの取組を広く学内外に発信する。

(2)地域の自治体・企業との連携

- ・大学の研究シーズや研究成果を積極的に地域に発信し、共同研究、受託研究、受託事業の受 入れを促進する。
- ・地域自治体や経済団体等が設置する協議会や審議会等への参加など、連携活動を継続的に実施する。

(3) 県との連携

・教員の専門性に応じて、静岡県からの要請による各種審議会や委員会等への参加を継続する とともに、共同研究等を積極的に受け入れる。

(4) 大学との連携

- ・コロナ禍より中断していた静岡県立大学の学長等との定期的な情報共有・意見交換を再開する。必要に応じてオンラインを活用する。
- ・ふじのくに地域・大学コンソーシアムが実施する事業や、大学間の連携に係る企画に積極的 に協力する。

(5) 誰もが理解し合える共生社会の実現への貢献

- ・コロナ禍終息後には、外国人留学生と本学学生との交流イベントを再開する。
- ・性的マイノリティへの配慮に関するガイドラインを定め、学内に周知する。

4 グローバル化

(1) グローバル教育の推進

- ・定住外国人学生を中心とした自主的な活動や情報発信を支援する。
- ・多文化・多言語教育研究センターにおいて、外国人や卒業生をゲスト講師とした講演会など を定期的に行い、学生のグローバル意識を高める。
- ・地域の外国人や卒業生をゲスト講師とした講演会などを学外者にも公開する。

(2) 留学支援体制の強化と留学生等の積極的受入れ

- ・(派遣留学生) 本学独自の制度を活用した経済支援を継続して行う。
- ・(受入れ留学生) 国や各種団体の奨学制度を周知する。
- ・語学研修(実地研修、オンライン研修)参加者への経済的支援を行う。
- ・受入れ留学生の日本語能力を的確に把握し、必要な支援を行う適正に把握する。

(3)海外の大学等との交流の強化

・協定校や海外教育・研究機関との共同研究、シンポジウムを行うとともに、オンラインを効果的に使用したプログラムを拡充する。

Ⅱ 法人の経営に関する計画

1 業務運営の改善

(1)組織が一体となった戦略的な業務運営

- ・理事長兼学長のリーダーシップの下、役員会、経営審議会及び教育研究審議会を、役割分担 に則り運営する。
- ・大学運営会議において学内の諸課題について全学的視点から協議を行う。
- ・ 令和 4 年度計画等を全教職員に周知し、共通認識の下に、連携して業務を行う。
- ・遠州学林構想の実現に向け、具体的な実施体制について議論を進める。

(2) 人事の運営と人材育成

ア 人事制度の運用と改善

- ・教職員活動評価制度の内容や評価結果の活用等の検証、改善を継続して行う。
- ・教職員の採用計画及び募集要項を作成し、公募により採用を行う。
- ・期間契約、非常勤等、業務特性と専門性に応じた雇用を行う。

イ 職員の能力開発

- ・SD研修を計画的に進める。
- ・研修支援制度の利用を奨励する。
- プロパー職員のキャリア形成に配慮した人事異動を行う。
- 静岡県立大学等、県内大学との間で事務運営に係る情報交換を行う。
- ・静岡県立大学の建築技術職員による業務支援を継続する。

ウ 誰もが活躍できる職場環境の整備

- ・ 育児及び介護関連制度の周知に努め、代替人員の配置や事務分掌の軽減等により、希望者の 円滑な制度利用をサポートする。
- ・男女共同参画推進委員会において、県内他大学とのバランス等も踏まえて、必要に応じて施 策の改善を進める。
- ・教職員の採用計画及び募集要項を作成し、公募により採用を行う。
- ・期間契約、非常勤等、業務特性と専門性に応じた雇用を行う。

(3) 事務等の生産性の向上

- ・他大学のIR取組の現状等を調査する。
- ・本学の利用可能な情報資産を整理する。
- 事務の特性に応じたアウトソーシング化やIT化により効率化を進める。
- ・事務の効率化について、アウトソーシングや I T化の事例、システムに関する情報収集を行う。
- ・時間外勤務の多い職員に対する管理職のヒアリング等を通じて、時間外勤務を前年度より減 少させる。
- ・事務事業の見直しや効率化とともに、教育・研究組織と事務局組織の効果的な連携を踏まえ た組織改革を進める。

(4) 法令遵守

- ・コンプライアンス研修を実施し、教職員の遵法意識を高める。
- ・監事、会計監査人及び法人(内部監査)による意見交換会を実施し、そこで出された意見を 内部監査の合理化と監査機能の向上に生かすとともに、教職員の業務改善に結び付ける。
- ・専門知識・経験が豊富な監査担当参事とリスクマネジメントについて検討し、リスクの高い 領域に焦点を当てた内部監査を実施するとともに監査室員の能力向上を図る。

2 財務内容の改善

(1) 自己収入の確保

- ・科研費や研究助成財団等の公募情報の提供及び申請支援を行い、教員の外部資金獲得を推進 する。
- ・大学の研究シーズや研究成果を積極的に地域に発信し、共同研究、受託研究、受託事業の受 入れを促進する。
- ・静岡文化芸術大学基金の積極的な募集を図るため、広報媒体への掲載やパンフレットの送付 を行う。
- ・引き続き基金を原資として、修学支援や教育研究支援を行う。

(2) 予算の効率的かつ適正な執行

- ・主要事業の執行状況を踏まえ、予算会議において予算配分における重点事項を決定する。
- ・教職員の経費削減の意識を高めるため、教職員に財務状況を説明する。

3 施設・設備の整備・活用等

- ・第3期中期計画期間における大規模施設修繕計画に従い、屋外壁面修繕及び非常用発電機オーバーホールを実施する。
- ・遠州学林構想の実現に向け、グローカルデザイン研究所(仮称)、滞在対話型交流拠点等の形成に向けた議論を進める。

Ⅲ 自己点検・評価及び情報の提供に関する計画

1 評価の活用

- ・第2期中期計画中間年における自己評価結果を踏まえた対応策を年度計画に位置付け、改善を進める。
- ・6年に1度の外部評価機関による審査を受審する。

2 情報公開等の充実

(1)情報公開の推進

・大学Webサイト等を活用し、教育研究活動、法人運営等の大学の最新情報を積極的に公開 又は更新する。

(2) 広報の充実

- ・受験生等に対し大学を紹介するPR動画のリニューアルに向け準備する。
- ・「SUAC理解・基礎データ集」を活用し、教職員による全学的な広報を実施する。

Ⅳ その他業務運営に関する計画

1 安全管理

(1) 安全衛生管理体制の強化

- ・衛生委員会を毎月開催し、安全衛生管理に係る課題を共有し、対策を協議する。
- ・工房安全管理等運営委員会を定期的に開催し、工房の安全体制を確保する。
- ・学生が機械の正しい操作法と適切な救護法等を学ぶ講習会を、年2回実施する。

(2) 危機管理体制の強化

- 災害発生後の初動対応を実践的なものとするため、大災害対応マニュアルの見直しを進める。
- 防災訓練を実施する。
- ・災害備蓄品の更新・補充を継続する。
- ・防災・防犯・防疫について浜松市や所轄警察署と連絡・調整し、学生に対して適切な情報提供と指導を行う。
- ・個人情報を含む文書を厳格に管理する。
- ・教職員に対して個人情報の取扱いに関する研修等を実施することにより、意識の向上を図る。

2 社会的責任

(1) 人権の尊重

- ・学生及び教職員がハラスメントについて共に学び、指針とすることができるハラスメント防 止ガイドラインを策定する。
- ・アンケートによる実態調査、研修やリーフレット等による意識啓発、相談窓口の整備等を引き続き実施する。
- ・ハラスメント事案への迅速・厳正な対処を行う。
- ・ハラスメント防止委員会において、施策の改善を進める。

(2) 持続可能な社会の実現

- ・フェアトレード大学としての取組を通じてSDGsの推進に貢献する。
- ・効率的な空調による環境負荷の低減を図るため、施設整備等事業費補助金を活用し空調機器 を更新する。

V その他の記載項目

別紙

1 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

2 短期借入金の限度額

- (1) 限度額 5億円
- (2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。

3 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に 関する計画

なし

4 出資等に係る不要財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画なし

5 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に 充てる。

6 県の規則で定める業務運営計画

(1) 施設及び設備に関する計画

教育研究組織の統合・再編・見直しに対応した施設・設備の整備や大規模な施設・ 設備の改修等については、各事業年度の予算編成過程等において決定する。

(2) 人事に関する計画

- ・ 本学が必要とする専門領域分野の教員及び事務処理を的確に遂行できる専門性等を 持った事務職員を確保するとともに、その人材養成をする。
- ・ 組織の活性化及び効率的な大学運営の執行を図るため、教職員を適材・適所の部門 に配置等をする。
- ・ 事務職員については、関係機関からの派遣職員と法人採用職員との有機的連携を深め、相乗効果を高める。
- ・ 教職員のSD活動及び教員のFDに積極的に取り組み、大学運営の高度化や授業改善に努めることとする。

(3) 中期目標の期間を超える債務負担

なし

(4) 積立金の使途

第2期中期計画期間中に生じた積立金は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

公立大学法人静岡文化芸術大学 令和4年度 年度計画 (別紙)

予算

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	1, 574
施設整備費補助金	161
自己収入	922
授業料収入及び入学金検定料収入	884
雑収入	38
受託研究等収入及び寄附金収入等	32
補助金等収入	30
臨時利益	0
長期借入金収入	0
目的積立金取崩収入	0
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	184
運営費交付金債務取崩収入	0
計	2, 903
支出	
業務費	2, 669
教育研究経費	1,890
一般管理費	779
施設整備費	205
受託研究等経費及び寄附金事業費等	29
長期借入金償還金	0
計	2, 903

収支計画

(単位:百万円)

区分	金額
. 20	
費用の部	2, 883
経常費用	2, 883
業務費	2, 540
教育研究経費	821
受託研究等経費	29
人件費	1, 690
一般管理費	312
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	31
臨時損失	0
収益の部	2, 699
経常利益	2, 699
運営費交付金	1, 574
授業料収益	707
入学料収益	100
検定料等収益	27
受託研究等収益	21
補助金収益	30
寄附金収益	11
施設費収益	161
財務収益	0
雑益	37
資産見返運営費交付金等戻入	30
資産見返物品受贈額戻入	0
資産見返寄附金戻入	1
臨時利益	0
純利益	△184
繰越金等取崩	184
総利益	0

資金計画

(単位:百万円)

-	(単位・日カロ)
区分	金額
資金支出	2, 903
業務活動による支出	2, 763
投資活動による支出	50
財務活動による支出	90
翌年度への繰越金	0
資金収入	2, 903
業務活動による収入	2, 558
運営費交付金による収入	1, 574
授業料及び入学金検定料による収入	884
受託研究等収入	21
寄附金収入	11
補助金収入	30
その他の収入	38
投資活動による収入	161
施設費による収入	161
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	184